

別添 1

実施機関が不開示とした部分のうち、開示すべきと判断した部分及び開示すべき理由（頁ごと）

1 本部長事件指揮簿

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
1	<p>「受発日時欄」の全部</p> <hr/> <p>「事件名」欄の全部</p>	<p>ア 伺いに係る日時であって、公表資料や、審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における伺いのタイミングが分かるに過ぎない。</p> <p>諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。</p> <p>しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。</p> <p>イ 関係候補者を名指しして開示請求がなされ、実施機関も関係候補者の選挙違反事件に係る本部長事件指揮簿等を対象公文書として本件処分を行っている。</p> <p>また、本件処分においては、「関係候補者」欄で関係候補者の氏名が開示されており、条例第7条第1号ただし書アに該当すると認められる。</p> <p>ウ 関係候補者以外の特定の個人を識別できる記述はなく、また、公表資料にも事件の概要は記載されており、事件の名称を公にしても、個人の権利利益を害するおそれは認められない。</p> <p>エ 諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。</p> <p>しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。</p>

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
1	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	<p>オ 項目名を公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。</p> <p>カ 公表資料にも被疑者の居住地及び犯行場所の一部は市町村名まで掲載されており、住所のうちの市町村名までの部分は、公表資料と同様又は同程度の記載であることから、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。</p> <p>キ 諮問実施機関は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、どのような「支障」が生ずるおそれがあるのかなどについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。</p>
2	<p>「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分</p> <p>「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部</p>	<p>ア 公表資料に掲載されている内容と同様又は同程度の記載並びに通常想定される捜査手法、捜査の経緯及び捜査状況等に関する一般的、概括的な記載に過ぎず、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。</p> <p>イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ</p> <p>ウ 伺い及び指揮に係る日時であって、公表資料や、審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における伺い及び指揮のタイミングが分かるに過ぎない。 諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。</p>
3	「決裁欄」の「A」及び「B」に記載された日時	<p>ア 決裁に係る日時であって、公表資料や、審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における指揮のタイミングが分かるに過ぎない。 諮問実施機関は、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるほか、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、決裁に係る日時を公にすることで、なぜ当該職員等に危害が加えられる可能性があると考えたのか、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。</p>

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
3	「受発日時欄」の全部 「事件名」欄の全部 「事件関係者（役職の有無地位等）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	イ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		エ 1頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		オ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
		カ 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ
		キ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ
4	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「指揮事項」欄の全部 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 伺いが決裁されたことと同一の記載であるが、諮問実施機関は、具体的な指揮事項のほか、指揮結果が判明し、また、他の情報との比較、分析によって、具体的な指揮内容や捜査体制等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査体制等」とは何か、「捜査体制等」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。
オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ		
5	「決裁欄」の「本部長」及び「部長」欄に記載された日時 「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 3頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
6	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「指揮事項」欄の全部 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ		

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
7	別添2の1(2)以外の部分	ア 公表資料に掲載されている内容と同様又は同程度の記載であり、公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。 イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
8	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 通常想定される捜査手法、捜査の経緯及び捜査状況等に関する一般的、概括的な記載であり、公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。 イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「指揮事項」欄の全部	エ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
9	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「指揮事項」欄の全部	ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
10	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
11	「伺い事項」欄のうち別添2の1(3),(4)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「指揮事項」欄の全部	ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
12	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
13	「指揮事項」欄の全部	エ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
13	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
14	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「指揮事項」欄の全部 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
15	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
16	「決裁欄」以外の部分のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
17	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「指揮事項」欄の全部 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ エ 伺いが決裁されたことと同一の記載や、簡単な事実の記載であるが、諮問実施機関は、具体的な指揮事項のほか、指揮結果が判明し、また、他の情報との比較、分析によって、具体的な指揮内容や捜査体制等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査体制等」とは何か、「捜査体制等」が推測されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。
		オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
18	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
19	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
20	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「指揮事項」欄の全部	ウ 17頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
21	別添2の1(2)以外の部分	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
22	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3), (4)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「指揮事項」欄の全部	ウ 17頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ エ 警部及び同相当職以上の警察職員の氏名は、慣行として公にされていると認められることから、条例第7条第1号ただし書アに該当する。
23	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
24	「指揮事項」欄のうち別添2の3以外の部分	ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
25	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「指揮事項」欄の全部	ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
26	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
	前頁から続く「伺い事項」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
27	別添2の1(2), (4)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ イ 通常想定される捜査手法であり、公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。 ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
28	別添2の1(2), (4)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ イ 27頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
29	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
30	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の2以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
31	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
32	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
33	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
34	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
35	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
36	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
37	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
38	「伺い事項」欄の別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 22頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
38	「指揮事項」欄の全部 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 17頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
		オ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
39	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
40	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
41	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
42	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
43	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
44	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
45	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
46	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
47	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 枠外の記載	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 様式の使用に関する注意書きの一部であり、他の頁では開示しており、不開示情報のいずれにも該当しない。

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
48	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
49	前頁から続く「伺い事項」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
50	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3), (4)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
51	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3), (4)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
52	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
53	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3), (4)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
54	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
55	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
56	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
57	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
57	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
58	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 22頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
59	別添2の1(2), (4)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ
		イ 27頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
60	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
61	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
62	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
63	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
64	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
65	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
66	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
67	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
68	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
69	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
70	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
71	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
72	前頁から続く「伺い事項」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
73	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
74	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
75	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
76	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
77	「伺い事項」欄の全部 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
78	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

2 本部長事件指揮簿（志布志警察署保管分）

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
79	「受発日時欄」の全部	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
	「事件名」欄の全部	イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	オ 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ カ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ キ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
80	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)、(3)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
81	「署長決裁欄」下部の記載の全部	ア 決裁に関する記載であるが、諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。
	「受発日時欄」の全部	イ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
	「事件名」欄の全部	ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ オ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	カ 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ キ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ク 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
82	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
83	「署長決裁欄」下部の記載の全部	ア 81頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	イ 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
84	「受発日時欄」の全部 「事件名」欄の全部 「事件関係者（役職の有無地位等）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		エ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
		オ 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ
		カ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ
85	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
86	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ
		エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
87	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
88	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
89	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ
		エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
90	「伺い事項」欄のうち別添2の1(3),(4)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
91	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
92	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ エ 指揮に係る日時であって、公表資料や、審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における指揮のタイミングが分かるに過ぎない。 諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。
93	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
94	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
95	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
96	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
97	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
98	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
99	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
100	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
101	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
102	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3), (4)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
103	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
104	「署長決裁欄」下部の記載の全部 ----- 「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 執行予定日の記載であるが、諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。 ----- イ 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
105	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
106	前頁から続く「伺い事項」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
107	別添2の1(2), (4)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ イ 27頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
108	別添2の1(2), (4)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ イ 27頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
109	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
110	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の2以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
111	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
112	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
113	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
114	「伺い事項」欄の別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
115	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
116	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 ----- 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ----- ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
117	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
118	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
119	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
120	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
121	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
122	前頁から続く「伺い事項」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
123	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3),(4)以外の部分 「伺い年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
124	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3),(4)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
125	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
126	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3),(4)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
127	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
128	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2), (3)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
129	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
130	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
131	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
132	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
133	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
134	別添2の1(2), (4)以外の部分	ア 1頁に係る「開示すべき理由」のオと同じ イ 27頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
135	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
136	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
136	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
137	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
138	「伺い年月日」欄の全部	ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
139	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)、(3)以外の部分	イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
		ウ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
140	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
141	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
142	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
143	「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
		エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
144	前頁から続く「伺い事項」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
145	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
		イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ
		ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ
		エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
146	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2),(3)以外の部分 「伺い年月日」欄及び「指揮年月日」欄の全部	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ エ 2頁に係る「開示すべき理由」のウと同じ
147	前頁から続く「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	ア 2頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
148	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
149	「伺い事項」欄の全部 「指揮事項」欄の全部 「伺い年月日」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ エ 22頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ オ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
150	別添2の1(2)以外の部分	ア 7頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のカと同じ エ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ
151	「伺い事項」欄のうち別添2の1(2)以外の部分 「指揮事項」欄の全部 「伺い年月日」欄の全部	ア 8頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ イ 1頁に係る「開示すべき理由」のキと同じ ウ 4頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ エ 22頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ オ 1頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ

3 捜査主任官指名簿

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
152	「指名の年月日」欄の全部	ア 捜査主任官の指名年月日であって、公表資料や、審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における捜査主任官の指名のタイミングが分かるに過ぎない。 諮問実施機関は、他の情報と比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。 しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。
	「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	イ 一般的な事件名の記載であり、公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。 ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	「備考」欄の全部	エ 任意捜査又は逮捕の別並びに逮捕及び送致の月日の記載であって、公表資料に掲載されている内容と同様又は同程度の記載並びに通常想定される捜査の経緯及び捜査状況等に関する一般的、概括的な記載に過ぎず、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。 オ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
153	前頁から続く「指名の年月日」欄の全部	ア 152頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
	前頁から続く「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄のうち別添2の1(2)以外の部分	イ 152頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	前頁から続く「備考」欄の全部	エ 152頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ オ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
154	152頁から続く「指名の年月日」欄の全部	ア 152頁に係る「開示すべき理由」のアと同じ
	152頁から続く「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄のうち別添2の1(2)、(5)以外の部分	イ 152頁に係る「開示すべき理由」のイと同じ ウ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ
	152頁から続く「備考」欄の全部	エ 152頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ オ 1頁に係る「開示すべき理由」のエと同じ

頁	開示すべき部分	開示すべき理由
154	152頁から続く「備考」欄の右側の記載のうち別添2の1(1)以外の部分	<p>カ 警部補及び同相当職以下の警察職員の職であって、個人に関する情報であるが、公務員の職務遂行に係る情報であることから、条例第7条第1号ただし書ウに該当すると認められる。</p> <p>キ 諮問実施機関は、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがある、また、特定の捜査員が識別され、他の情報との比較、分析によって、捜査体制が明らかとなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。</p> <p>しかし、職を公にすることで特定の捜査員が識別されるおそれがあるのか、なぜ当該職員等に危害が加えられる可能性があると考えたのか、比較、分析する「他の情報」や「捜査体制」が明らかとなることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明がなされておらず、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。</p>